

令和 7 年 7 月 1 日から

公民館が

コミュニティセンター

に変わります！



飛騨市では、市立公民館
(古川町公民館・千代の

松原公民館・河合町公民館・宮川町公民館・
神岡町公民館) を令和 7 年 7 月 1 日から全て
「コミュニティセンター」に変更します。

市コミュニティセンターでは、地域の活動拠点
としてこれまでの生涯学習事業（公民館事業）
に加え、より自由度の高い収益事業や有料講座
などの実施も可能となります。

回 覧

POINT 1 こんなふうに変わります

	これまでは・・・「公民館」	これからは・・・「コミュニティセンター」
施設の名称	〇〇公民館	〇〇コミュニティセンター
施設の名称	飛騨市公民館条例	飛騨市コミュニティセンター条例
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ活動施設
活動の内容	社会教育法に基づく生涯学習、 公共的なイベント等	幅広い生涯学習、地域の活動、様々な集会、 有料イベント等（物販や飲食の活用も可能）

POINT 2 コミュニティセンターになるとどう変わるの？

利用・予約
の方法は
変わるの？

・利用方法や予約方法はこれまでと変わりません。

・これまで使用料の減免を受けた団体等はこれまでと同様の利用であれば、引き続き減免対象となります。

どんな利用が
できるようになるの？



幅広い利用が可能になります！

地域づくりに係る 地場産物の 販売・提供		事業者と連携 した買物 支援の場と して提供	
地域貢献に 関する 講演や 有料講座		月謝を伴う 習い事	
コミュニティ カフェの開設		子育てサロンの 開催	
		地域主体に よる通所型 サービス の実施	

・施設内での営利行為が可能となりました。市内または市外の方を問わずどなたでも利用可能ですが、申請者は市内の在住者または団体に限ります。

・利用目的の確認のため、管理人が使用中の部屋へ入室する場合があります。



お問合せ

飛騨市教育委員会事務局生涯学習課

TEL 0577-73-7495